

全印工連第 72 号  
令和 6 年 10 月 4 日

都道府県印刷工業組合

理事長 各位

事務局責任者各位

全日本印刷工業組合連合会

会長 瀬田 章 弘

### 特定技能における会員証の発行についてのご連絡

平素より当連合会に対してご支援・ご協力賜わり厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり本年 3 月 29 日の閣議決定において、印刷・製本業は特定技能 1 号の業種に指定されましたが、指定にあたって全印工連の会員である 47 都道府県の組合員であること、という条件が設定されました。

特定技能制度を利用する場合、製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会への入会が義務付けられています。10 月 1 日より経済産業省 web サイトの特定技能外国人材制度(工業製品製造業分野)ポータルサイトが開設され、入会の申請手続きがスタートしましたが、組合員の皆様が申請手続きを進めるにあたって、47 都道府県の組合員である会員証(組合員であることの証明書)が必要となります。<https://www.sswm.go.jp/entry/index.html>

前述のとおり、今回、組合員であるという条件が設定されたことは、全印工連が組合員はもとより、組合員が支援を委託する登録支援機関を監理・監督、指導せよということに他なりません。

そこで、全印工連では、監理・監督、指導するためには、会員証の発行にあたり、①全印工連で作成する「特定技能所属機関申請書」の提出、②全印工連で作成する「規約」の遵守、③全印工連に対して利用する登録支援機関情報の提供(登録支援機関は全印工連に登録する)、④会員証発行手数料や審査料の支払い、などが必要になると判断し、現在鋭意準備していますが、もうしばらく時間が必要です。

一方、技能実習生の在留期間が迫っており、10 月 1 日以降、早急に会員証の発行を希望する声を複数いただいていることから、今回、事前に上記の①～④に同意していただければ、先行して、会員証を発行する、といった緊急措置を採ることにいたしましたのでご連絡いたしました。

組合員から会員証の発行についてお問い合わせがあった場合、下記宛に連絡するようにご案内くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、緊急措置の内容は、今後、全印工連メールマガジンで組合員の皆様に周知してまいります。

(連絡先)全印工連 事務局 生井

TEL03-3552-4571 FAX03-3552-7727 [メールアドレス namai@aj-pia.or.jp](mailto:namai@aj-pia.or.jp)

以上